

東京学芸大学・白梅学園大学メンタリング・プロジェクト運営会議会則

[平成18年10月2日制定]

(名称)

第1条 本会は、東京学芸大学・白梅学園大学メンタリング・プロジェクト運営会議（以下「運営会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 運営会議は、東京学芸大学並びに白梅学園大学が文部科学省平成18年度「資質の高い教員養成推進プログラム」に選定された「教員養成メンタリング・システムの開発～幼稚園教員養成・教員研修の融合～」の取組（以下、「取組」という。）を連携・協働して推進することを目的とする。

(事業)

第3条 運営会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 取組の計画及び実施に関すること。
- (2) 実施報告に関すること。
- (3) その取組の目的を達成するために必要な事項

(会員)

第4条 運営会議は、東京学芸大学及び白梅学園大学で構成する。

(運営のための組織)

第5条 運営会議に、円滑な運営を図るため、次の組織を置く。

- (1) 運営委員会
- (2) 評価委員会
- (3) 事務局

2 前項に規定するもののほか、運営会議に、専門委員会を置くことができる。

(運営委員会)

第6条 運営委員会は、運営会議の方針を決定し、及び運営する。

2 運営委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 東京学芸大学
 - ① 副学長（教育等担当）
 - ② 幼稚園メンタリング・プロジェクト推進委員会委員長
 - ③ 事業推進責任者
 - ④ その他学長が必要と認めた者 若干名
- (2) 白梅学園大学
 - ① 学長（あるいは学部長）
 - ② 子ども学部所属教員 1名
 - ③ その他学長が必要と認めた者 若干名

- 3 運営委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 4 運営委員会の議長は、委員の互選により選出する。
- 5 委員及び議長の任期は、この会則の施行日から平成20年3月31日までとする。
- 6 運営委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(評価委員会)

第7条 評価委員会は、運営会議の運営及びその実施する取組について評価を行う。

- 2 評価委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 会員 各1名
 - (2) 会員以外の者 2名
- 3 評価委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 4 評価委員会の議長は、委員の互選により選出する。
- 5 委員及び議長の任期は、この会則の施行日から平成20年3月31日までとする。
- 6 評価委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務局)

第8条 事務局は、東京学芸大学に置く。

- 2 運営会議の事務について連絡調整するため、会員の事務担当者と構成する事務担当者会議を置く。

(専門委員会)

第9条 専門委員会は、運営委員会の議に基づき、運営会議又は取組の実施に関する専門的な事項を審議するために置くことができる。

- 2 専門委員会は、会員の教職員等で構成する。
- 3 前項の規定にかかわらず、必要があるときは、会員以外の者を加えることができる。

(財務)

第10条 運営会議は、原則として会費を徴収しない。

- 2 運営会議全体の活動に必要な経費については、運営委員会において協議の上、決定するものとする。

(補則)

第11条 この会則の改正は、運営委員会において行う。

附 則

この会則は、平成18年10月2日から施行する。